

第2部 税制抜本改革

第1章 税制抜本改革の基本的な考え方

1. 税制抜本改革の必要性

(3) 税制抜本改革の基本的方向性

(i) 消費税の社会保障財源化

今を生きる世代が享受する社会保障給付について、その負担を将来世代に先送りし続けることは、社会保障の持続可能性確保の観点からも、財政健全化の観点からも困難である。社会保障の機能強化・機能維持のために安定した社会保障財源を確保し、同時に財政健全化を進めるため、消費税について2014年4月に8%、2015年10月に10%へと、段階的に地方分を合わせた税率の引き上げを行う。その際、国分の消費税収について法律上全額社会保障目的税化するなど、消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。

（注）地方分の現行の基本的枠組みを変更しないことを前提とする。

第3章 各分野の基本的な方向性

1. 消費課税

(1) 消費税

消費税率（国・地方）は、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、2014年4月1日より8%へ、2015年10月1日より10%へ段階的に引き上げを行う。

消費税収（地方分（現行分の地方消費税を除く。））については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その用途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理を踏まえ、引き上げ分の消費税収（国・地方）については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」

（「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則第104条）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現する。引き上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で、2014年4月1日から0.92%分、2015年10月1日から1.54%分とし、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図る。

2. 個人所得課税

(6) 個人住民税

個人住民税のあり方を検討する際には、「地域社会の会費」として住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格を踏まえることが必要である。

税率構造については、平成19年度に3兆円の税源移譲が行われた際に、応益性の明確化、地域間の税源偏在度の縮小、税収の安定性の向上の観点から所得割の税率が10%比例税率化された経緯を踏まえ、比例税率の構造を維持することを基本として検討する。

諸控除等の見直しについては、個人住民税の「地域社会の会費」的性格をより明確化する観点から、所得控除は控除項目・金額ともに所得税の範囲内であることや政策的な税額控除は極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除等の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、検討する。

現年課税化については、社会保障・税共通番号制度導入の際には、納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

5. 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

1. 消費課税

(1) 消費税

② 税率の引上げ

消費税の税率を次のとおり引き上げる。

イ 平成26年4月1日 6.3%（地方消費税と合わせて8%）

ロ 平成27年10月1日 7.8%（地方消費税と合わせて10%）

(注3) 消費税に係る地方交付税率（現行29.5%（消費税率換算1.18%））については、平成26年度から22.3%（消費税率換算1.40%）、平成27年度から20.8%（消費税率換算1.47%）、平成28年度から19.5%（消費税率換算1.52%）とする。

(2) 地方消費税

① 地方消費税収の使途

地方消費税収（現行分の地方消費税を除く。）については、その使途を明確化する（社会保障財源化）。

(注) 具体的な方法については、地方団体の意見を踏まえて検討し、結論を得る。

② 地方消費税の税率等

イ 平成26年4月1日 1.7%（消費税と合わせて8%）

ロ 平成27年10月1日 2.2%（消費税と合わせて10%）

(注1) 上記税率は消費税率に換算したものであり、法律上の税率は、イにおいて「消費税額の63分の17」、ロにおいて「消費税額の78分の22」となる。

(注4) 引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行の1:1を基本とし、また、引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、人口による配分など社会保障財源化に適した交付基準を検討し、地方団体の意見を踏まえて結論を得る。